

答 申

審査請求人（以下、順に「父」、「母」といい、両名を併せて「請求人ら」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人らに対し、令和2年1月27日付けで行った、請求人らの子である〇〇さん（以下「本児」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人らの主張の要旨

請求人らは、要するに、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

本児に対しての虐待の事実は存在しないため、本件処分に対して不服である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年7月1日	諮問
令和2年9月15日	審議（第47回第4部会）
令和2年10月21日	審議（第48回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人らの主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法26条1項各号の措置を採らなければならないものとし、同項1号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」と規定している。

これを受けて、法27条1項は、都道府県は、法26条1項1号の規定による報告のあった児童について、法27条1項各号の措置を採らなければならないと規定している。

- (2)ア 法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、

その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる」と規定し、法33条2項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法27条1項又は2項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

イ この「必要がある」場合については、「一時保護ガイドライン」（平成30年7月6日付子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「ガイドライン」という。）Ⅱ・2・(2)・アでは、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合」、「子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはその恐れがある場合」等としており、同・イでは、「アセスメントのための一時保護は、適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。（以下略）」としている。

ウ そして、一時保護の要件が「必要があると認めるとき」との文言で規定されていること及び児童の福祉に関する判断には児童心理学等の専門的な知見が必要とされることからすれば、児童に一時保護を加えるか否かの判断は、都道府県知事ないしその権限の委任を受けた児童相談所長の合理的な裁量に委ねられていると解するのが相当であり、児童相談所長等が上記裁量を逸脱し又は濫用した場合に限り、一時保護処分を行ったことが違法となるというべきである（東京地方裁判

所平成27年3月11日判決・判例時報2281号80頁参照)とされている。

また、法33条5項は、親権者の意に反して、2か月を超えて引続き一時保護を行おうとする場合は、家庭裁判所の承認を得なければならないと規定している。

エ なお、東京都知事は、法27条1項及び33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに法施行細則(昭和41年東京都規則第169号)1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

(3) 児童虐待の定義につき、児童虐待の防止等に関する法律は「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」(2条1号)、「児童に対する著しい暴言…その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」(同条4号)とする。そして、同条1号の身体的虐待は、打撲傷・あざなどの外傷を生じうるような行為と解され、同条4号の心理的虐待は、「配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言」、「子供のきょうだいに、一～四(それぞれ身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)を行う。」などをいうとされている(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課編「子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改正版)」(以下「手引き」という。)第1章・1・(2)参照)。

(4) また、手引きは、単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どもの安全な家庭生活を確保する上で明らかに問題があると判断するときは、まず一時保護を行うべきであるとし、必要とされる場合は、躊躇せず一時保護を行い、その上で虐待の事実等を調査することが子どもの最善の利益にかなう(第5章・1)としているため、一時保護は、虐待の存在が疑われる場合にも行いうると解されている。

(5) なお、ガイドライン及び前記(3)の手引きは、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であり、適正な児童家庭相談援助活動を実施するための指針として、いずれも合理的なものである。

2 本件処分について

これを本件処分についてみると、本児が教員に家に帰りたくない旨申し出たことから、担当職員が学校を訪問して本児と面接をしたところ、本児が、母や兄による本児への暴言、暴力の他、父が本児の面前で自傷行為を見せたなど家庭内の状況を述べたため、処分庁は、本児に対する身体的虐待、心理的虐待など家庭内での不適切な養育状況が疑われたことから、児童の安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、また児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために一時保護を行う必要があると判断したものと認められる。

そして、上記1・(2)・ウのとおり、本児に対して一時保護を加えるか否か、一時保護を解除するか否かは、処分庁の合理的裁量に委ねられていると解すべきところ、処分庁が、本件の事実関係を前提とし、本児に対する家庭内での不適切な養育の疑いがあるとして、法33条の規定に基づき本件処分を行ったことは、処分庁に与えられている合理的な裁量の範囲と認められ、違法又は不当と評価することはできない。また、本件処分後における経過に照らしても、違法又は不当な点を認めることはできないことは明らかである。

3 請求人らは、前記第3のことから、本件処分が違法又は不当であると主張する。

しかし、本件処分が法令等の定めに従って適正になされたものと認められることは上記2のとおりであり、また、本児の家に帰りたくないとの意思も明確であることから、請求人らの主張をも

って、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人らの主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美